

## 平成23年度 巡回児童相談の実施について

北海道釧路児童相談所では、直接来所が困難である児童や保護者のために、「巡回児童相談」を行っています。児童の発達、療育手帳の判定、非行など18歳未満の児童に関する相談を受け付けします。今年度、本町で開催される日程は下記のとおりです。

- 日程
  - 第1回…5月23日(月)
  - 第2回…7月13日(水)
  - 第3回…11月7日(月)
  - 第4回…平成24年1月31日(火)
- 場所 開発センター

- ※1 限られた時間の中で行うため、申し込み多数の場合は調整が必要となり、直接来所をお願いしたり、希望する日時にならない場合があります。
- ※2 関係機関（保育園、幼稚園、小中学校、子育て支援センターなど）から申し込みをする場合は、直接申し込む必要はありません。



■申し込み・問い合わせ / 役場住民課社会福祉係（1階②番窓口 ☎485-2111 内線132）

## 子ども手当の 継続支給について

子ども手当は、平成23年4月～9月までの6カ月間、これまでと同じ月額13,000円を支給されることになりました。

- 支給金額 / 子ども1人につき月額13,000円
- 支給対象 / 0歳から中学校卒業まで  
(0歳から15歳になった後の最初の3月31日まで)
- 支給月 / 平成23年6月(平成23年2月分～5月分)  
平成23年10月(平成23年6月分～9月分)

### ご注意

○次の方は下記窓口への申請手続きをしてください。

- 出生などにより新たに養育する子どもができた方
- すでに受給していて、出生などにより養育する子どもが増えた方
- すでに受給していて、他の市町村から引っ越しをされた方
- 公務員から被用者※1または非被用者※2へと変更となった方

○次の方は、手続きの必要はありません。

- すでに受給していて、支給対象となる子どもの人数に変更がない方

○平成23年6月の現況届の提出は不要です。ただし、10月に届出・申請などが必要な場合があります。

- ※1 被用者…国民年金以外（サラリーマン）の方
- ※2 非被用者…国民年金の方

飲んで美味しい牛乳を  
さらに美味しく食べてもらいたい!

## 牛乳を食べよう!



J-milkホームページより提供

### 今月のレシピ 牛乳のリゾット風おじや

#### 作 り 方

- ①厚手の鍋にごはん、A、Bを加えて混ぜる。  
中火で一度沸かせたら弱火にし、軽くフタをして、汁気がヒタヒタになるまで、ときどき混ぜながら煮る。
- ②味をみながらみそを加えて、少し煮る。
- ③器に盛り、Cをかけてサッと混ぜ、イタリアンパセリをあしらう。

**ポイント** 焦げや吹きこぼれがないよう、時々かき混ぜる。  
みそは、トマトの色味や風味が生きるこうじみそなど色の薄いタイプがおすすめ。

#### 材 料

##### ■4人分

ごはん …… 1と1/2カップ

##### A

ハム(千切り) …… 4枚

トマト(皮をむきざく切り)

…………… 1個

しめじ(石突きを取りほぐす)

…………… 1パック

##### B

牛乳 …… 400ml

水 …… 200ml

みそ …… 大さじ1/2

##### C

白コショウ …… 少々

粉チーズ …… 大さじ2

イタリアンパセリ …… 適量



生活豆知識

注意!震災に便乗した悪質商法



全国の消費生活センターに多数、次のような相談がありました。

〇ひとこと助言〇

●災害時の混乱や、被災者を支援したいという気持ちにつけこんだ便乗商法と疑われる相談が寄せられています。今後被害が広がる可能性がありますので、気を付けてください。

●その場ですぐに契約してはいけません。頼んでもいないのに押し付けてきて、しつこく勧誘する業者は特に注意してください。

●公的な制度については、業者の説明だけでなく、必ず官公署などに確認しましょう。

●この他にも、義援金を騙った振り込め詐欺にも注意が必要です。

●被害に遭いそうまたは被害に遭ってしまったときは、すぐに左記に相談してください。

■問い合わせ/役場企画財政課商工労働係(2階)⑩番窓口 ☎485-2111内線251、釧路市消費生活センター(☎0154-24-3000)、(北海道消費者協会消費生活相談推進員(釧路総合振興局配置)(☎0154-44-3460))

■事例①  
「地震で瓦が落ちていたので、修理が必要だ。すぐに屋根の修理工事をしたほうがよい」と勧誘し、両親は契約してしまつたようだ。震災に便乗した商法ではないかと不審に思う。

■事例②  
「行政から補助金が出る」と、震災後のリフォーム工事の勧誘が横行しているようだ。近所も液状化現象が起きており、今後補修工事が必要な家はたくさんある。勧誘にのつてしまうのではないかと心配だ。

■事例③  
「北海道産のカニを半額で買わないか、売上金の一部を震災の義援金にする」との電話勧誘があった。信用できるか。

野外焼却  
ポイ捨て  
禁止

ごみの野外焼却は法律で禁止されており、罰金が科せられます。また、煙や悪臭などで近隣住民に迷惑をかけるます。

自分のごみは自分で持ち帰り、ごみのポイ捨ては絶対に止め、ごみを分別して快適な生活環境を保つように心がけましょう。

狂犬病予防注射

狂犬病を防止するため飼い犬は左記窓口に登録し、毎年1回狂犬病予防注射をすることが法律で義務付けられています。狂犬病はいったん発症すると、治療することができません。現在国内では、狂犬病の発生はありませんが、世界のほとんどの地域で発生しています。

犬と共に快適な生活を送るためにも、飼い主として自覚をもち、飼い犬の登録と予防注射を行いましょ。

■問い合わせ/役場住民課環境衛生係(1階)③番窓口 ☎485-2111内線125)

大切な子どもたちのために

安全確保についてのお願い

標茶町教育委員会

新年度を迎えてから1カ月が経過し、新しい環境に慣れ始めた子どもたちは元気に通学しています。

各学校および教育委員会では、その子どもたちを犯罪から守り、事故にあわせないための指導や通学路の点検、防犯ブザーの配布などの環境整備に取り組んでいます。常日ごろ各町内会・地域、ボランティアなど各団体による通学路の安全対策などの活動は誠に心強いものであり、ご協力に感謝しています。

子どもたちの安全を守るために学校・家庭・地域全体での情報の共有や、連携を図る取り組みが重要であることをあらためて痛感しているところですが、今一度、町民のみなさんにもご理解いただき、さらなる安心・安全な地域社会づくりに向け、新1年生をはじめとする児童生徒の安全確保の取り組みに、一層のご協力をお願いします。

お願い事項

- 子どもたちの通学時間にあわせて散歩・買い物・家の周りでの作業などをしながら、子どもたちを見守るようお願いいたします。
- 「おはよう」「行ってらっしゃい」「お帰り」など子どもたちへの声かけをお願いします。
- 不審者を発見した場合は警察、学校などに至急連絡をお願いします。